

久留米広域

●久留米市 ●田主丸町
●北野町 ●城島町 ●三潞町

合併協議会だより

平成15年6月20日発行

Vol. 5

発行・編集 / 久留米広域合併協議会 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 TEL0942-30-9233 FAX0942-30-9703



白、ピンク、紫のハナショウブが1万株

石橋文化センターでは、30品種10,000株のハナショウブが白鳥の池周囲を彩っています。水辺に鮮やかな白、ピンク、紫の花が美しく咲き誇る姿に、来園者はしばし足を止め、見入っていました。

6月初旬には、夜間のライトアップが行われ、昼間とは趣の異なった姿で来園者を楽しませていました。

合併の方式等 4 項目を説明

～委員から追加資料の要求。次回協議会に資料提出・説明～

■新市建設計画（全体骨子案・抜粋）

記述項目	項目の具体的な記述内容の概要	
序 論	新市の合併の必要性	行政基盤の確立（財政・組織機能）及び生活圏としての一体性（通勤通学依存率・高層・買い物行動）
	新市建設計画策定方針	基本フレーム ① 対象期間 ② 対象地域 ③ 計画の構成 ④ 計画の性格
		具体的な策定方針 ① 合併効果を十分に発揮できる計画とする ② 総合性や戦略性を基調とした計画とする
	新市建設計画と各市・町の総合計画との関係及び新まちづくり構想との関係	
本 論	新市の概要	新市の概要 ①地勢 ②人口 ③産業構造
	新市建設の基本方針	(1) 基本理念 ① 地域特性を尊重した都市づくり ② 共生の都市づくり ③ 住民を基点とした都市づくり ④ 合併効果を活かした都市づくり
		(2) 目指す都市像 各市・町の総合計画を受け継ぎながら、下記の分野でどのような機能整備を図るかを記述する ① 教育文化や保健福祉等の暮らしの分野 ② 道路や上下水道等の都市基盤・生活基盤の分野 ③ 産業振興と雇用促進の分野 ④ 県南の中核都市としての都市機能の分野
		(3) 土地利用 公共の福祉を基本に都市計画設定の考え方
		(4) 地区別整備 地区制度について制度化を図ることを明確にするとともに、地区として目指す姿（地区像）やその実現のための仕組み
	新市の施策方針（機能整備）	下記の施策毎に、施策体系、基本的考え方、施策方針、施策内容、主要事業を記述する (1) 豊かな暮らしを実現する施策 (2) 魅力あふれる都市基盤・生活基盤を整備する施策 (3) 創造的な活力ある産業を振興する施策 (4) 地域をリードする都市機能を充実する施策
	県事業の推進	(1) 福岡県における新市の役割について、県の総合計画における県土整備構想を踏まえて記述する (2) 各市・町の要望を踏まえて県との事前協議に基づき、新市における県事業を記述する
	公共的施設の適正配置・整備	(1) 総合支所的機能の整備について記述する (2) その他の公共的施設の配置・整備について検討することを記述する
財政計画	財政調整会議の結論を踏まえて記述する	
結 論	最後に	久留米広域合併実現への期待について記述する

久留米広域合併協議会第5回協議会が6月7日、久留米市内で開催されました。最初に、(仮称)議員の定数及び任期に関する小委員会の構成等について報告が行われました。協議事項として、新市建設計画(全体骨子)について協議が行われ、引き続き、合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置など、45の協定項目の中

で協議会で先に方向性を出す7項目のうち4項目について事務局より説明がありました。なお、今回説明があった4項目のうち、新市の名称及び新市の事務所の位置については次回協議会で協議を行います。また、合併の方式及び合併の期日については、第6回協議会で追加資料の説明を行います。




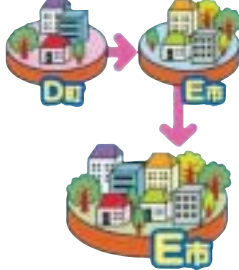
▲協議会で方向性を協議する4項目について活発な質問が出た第5回協議会のようす

●報告第9号・第4回協議会以降の協議会活動について

5月14日から同30日まで開催された第5回合併協議会幹事会(5月30日)、第3回総合調整部会(6月26日)など、延べ1部会3分科会26ワーキンググループの活動が報告されました。報告後、委員から「どういったことが専門部会、分科会で協議されているのか報告していただきたい」と要望が出られました。

●報告第10号・(仮称)議員の定数及び任期に関する小委員会の構成等について
小委員会の構成等については、①委員会の名称は、「議員の定数及び任期に関する小委員会」とする。②議会の議員の定数及び任期の取扱いについて調

■合併の方式による違い（抜粋）

	新 設 合 併	編 入 合 併
定 義	2つ以上の市町を廃して、その区域に新たに市町を置くこと 	1つ以上の市町の区域を廃して、その区域を他の市町に編入すること 
名 称	新たに制定する	通常は編入する市町の名称となる
事務所の位置	新たな事務所の位置を定める	通常は編入する市町の事務所の位置となる
市町長	合併日の前日に全員失職する 50日以内に新市長選挙を行う	編入する市町の長は在任し、 編入される市町の長は合併日の前日に全員失職する
特別職	合併日の前日に全員失職する	編入する市町の特別職は在任し、 編入される市町の特別職は合併日の前日に全員失職する
議会の議員	議員は全員失職する。新市の法定上限数46人の設置選挙を行う。ただし特例措置あり	編入する市町の議員は在任し、 編入される市町の議員は失職する。ただし特例措置あり
条例・規則	合併前の市町の条例・規則はすべて失効し、新たに制定する	編入する市町の条例・規則を適用する。なお、合併に伴い必要な改正を行う
新市建設計画	新市全域にかかる建設計画を作成する必要がある	少なくとも編入される市町の区域についての建設計画を作成する必要がある



▲合併の方式について意見を述べる田中和義委員（写真上、北野町）と同じく意見を述べる三浦俊明委員（田主丸町）

また、次回協議資料として提出を予定している「地域審議会について」、「町名、字名の取扱いについて」は、よりわかりやすい資料作

れました。

委員より「期間ではなく期日を決める方が良い。合併の期日は、税金の基準日やコンピュータの統合など、事務的なスケジュールに影響を受けることが多い。住民への影響の視点に立って、事務局よりいくつかの案を出して欲しい」との要望がありました。

●第9号議案・久留米広域合併協議会

協議事項

査・審議をする ③委員の構成は、各市町とも2号委員（各議会推薦議員）1名、3号委員（学識経験者）1名の各2名で合計10名とし、各市町より推薦を受け、協議会会長が指名する ④第6回協議会において設置し、同協議会終了後に第1回小委員会を開催する ⑤審議期間は、8月までを目安とする、以上のことが報告されました。

の監事の選任について

委員の変更により空席となっていた監事に、長瀬勇委員（田主丸町）が選任されました。

●協議・新市建設計画（全体骨子）について

前ページ表のとおり序論、本論、結論から構成される久留米広域新市建設計画（全体骨子案）について協議、決定されました。

●協議・合併の方式について

合併の方式について、「新設」「編入」の2つの方式について、事務局より説明がありました。

資料説明後、委員から、「合併市町村振興基金について」、「合併の方式による経費の違いについて」、「新市としての一体的な都市づくりについての考え方、事業調整の考え方について」、「新設合併、編入合併の違いについて（住民の立場に立った違いや制度が議論できるように再整理したもの）」の追加資料の要求があり、次回第6回協議会に資料を提出することが事務局より回答されました。

成をお願いしたいとの要望がありました。

●協議・合併の期日について

合併の期日について、合併の期間または期日を指定するの方向性を協議するため、事務局より期日決定のポイントの説明がありました。

期日決定のポイントとしては、①住民生活への影響 ②合併時に予定される事務事業又は公的行事との関係 ③首長・議員の任期 ④合併時の事務処理・引継ぎの利便性などのポイントがあり、これらを考慮して方向性を出していただきたい旨、説明がありました。

い」と資料提出の要求がありました。
 なお、第1回協議会で「15年度で協議を終了し、16年度は合併に向けた国や県への手続きを行い、合併特例法の法期限である平成17年3月末までの新市発足を目指す」ことが確認されています。

合併の期日については、第6回協議会で今回要求された資料の説明を行います。

●協議・新市の名称について

新設合併の場合と編入合併の場合の新市の名称について事務局より説明がありました。

主な違いとして、新設の場合は、新たに名称を制定することが多いが、編入合併の場合は通常、編入する市の名称となることが多いことなどが説明されました。

新設合併で名称を制定する場合、当該地域の歴史・文化・地理的特性、名称の知名度・定着度、住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選択することが多いとの説明もありました。
 新市の名称については、第6回協議会で協議されます。

●協議・新市の事務所の位置について

新設合併の場合と編入合併の場合の新市の事務所（本庁舎）の位置について事務局より説明がありました。新設の場合、新市の事務所（本庁舎）は市町の法人格がなくなるため新たに位置を決めなければなりません。編入の場合は一般的に編入する市の事務所になるため特段の手続きがいらぬこと

が説明されました。

資料として、1市4町の庁舎の床面積、建築年度、来庁者用の駐車台数などの資料が提出されました。
 新市の事務所の位置については、第6回協議会で協議されます。

第5回協議会では、事務局が提出及び説明した資料に対し、委員からさらに協議を深めるために、追加資料の提出、また先行自治体・協議会の様々な資料の要求がありました。委員からの質疑、資料要求の趣旨及び事務局の回答をご紹介します。

主な質疑応答など（要約）

【質疑】合併の方式に関して「地域が埋没する」「地域特性が失われるのではないか」というのが他の協議会でもひとつの論点になっている。島根県の江津市・桜江町合併協議会の資料では、「地域振興基金を活用した、きめ細かい支援体制を確立されるよう検討をお願いしたい」との記述があった。その「地域振興基金」とはどのようなものか。

【事務局】地域住民の連帯の強化や合併関係市町村の区域における地域振興のために設けられるもので、「合併市町村振興基金」と言われるものだと思います。江津市・桜江町協議会に確認し、同基金の概要を整理し、報告いたします。

【質疑】合併により、今まで親しんでいた地域の名前「字」の名称がどうなるのか心配である。字名がどうなるのか分かる資料を提出してほしい。

【事務局】「町、字名の取扱」については、次回の協議会で資料の提出・説明をする予定です。現在、各市町の字名などに紛らわしいものがないか、各市町の合併により、村や字名がどう変わってきたのかをひと目でわかる資料を準備中です。

■新委員のお知らせ

（平成15年6月7日現在）

田主丸町	松下 幸嗣	3号委員
北野町	榎原 政則	2号委員
	深町 英俊	2号委員

【事務局】新市の一体的なまちづくりがどのように進められていくのか。ハード面では、現在の各市町で、住民の意向を反映した様々な事業が行なわれているが、その事業がどうなるのか不安である。一方、都市基盤の整備（道路・下水道の整備）がどれだけ進むか期待もしている。新市としての一体的な都市づくりについての考え方があれば資料提出していただきたい。

【事務局】新市建設計画の中でどれくらい具体的なものが出せるか分かりませんが、考え方については整理して次回の協議会に提出できるようにします。

【質疑】合併の方式に関する資料は役所の仕組みに関することが多い。合併というのは、生活圏・住民の合併である。住民の生活がどうなるかということである。今までの合併協議は、基本計画にし

ても合併調整事項にしても、対等の立場でやってきたと思っている。そこを大事にした説明をして欲しい。
 【事務局】資料は、制度の違いの視点から整理・作成しました。住民の立場、住民の生活がどうなるかという視点から資料の整理をしたほうが、より自身の意見を議論ができるし、判断材料になるのではということなので、そのような視点で資料を再整理し、次回提出します。

城島町	市川 範子	3号委員
※2号委員	それぞれの議会が推薦した議員	
※3号委員	学識経験者	

【要望】「地域審議会」は、住民の意見を反映していく場であると理解、認識しているが、合併の方式を議論していくにあたって「地域審議会」は大いに参考になるのではないかと。今後提出される「地域審議会」の資料については、制度、内容等についても、できるだけわかりやすい資料を提出していただきたい。

